

諮問日：平成31年1月23日（平成30年度（最情）諮問第82号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第28号）

件名：司法修習生の不起訴処分に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件
答 申 書

第1 委員会の結論

「現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことに関して作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年12月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が本件開示の申出をした平成30年10月24日時点では、本件開示申出文書は廃棄されていなかったといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所では、現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことについて、報道機関から照会があり、それに対応するため、事実関係の問合せへの応答に係る文書を作成したが、その対応が終了した後は、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要もない短期保有文書であることから、事務処理上必要な期間が経過したため廃棄した。

したがって、本件開示申出文書に該当する文書は、開示の申出があった時点

で廃棄済みであり、最高裁判所には本件開示申出文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 審議
- ④ 同年6月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、現行犯逮捕された司法修習生が不起訴処分となったことについて、報道機関からの照会に対応するための文書を作成したが、その対応終了後は、事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要もない短期保有文書であることから、事務処理上必要な期間が経過したため廃棄したとのことであり、本件開示の申出の内容や、報道機関からの照会への対応に係る事務の性質を踏まえれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人